

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令64・追加、平
28国交令61・平30国交令58・令元国交令20・一部改正）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者

殿

特定行政庁

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市
再生特別措置法第19条の19第1項の規定による認定をしないこととしましたので、
通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して
3ヶ月以内に に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく
審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して
3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知
を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に を被告として（訴訟におい
て を代表する者は となります。）行政事件訴訟法（昭和37年
法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、こ
の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を
経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）